

2015年度大阪府下市町村障害者と防災に関する自治体アンケート

2015年9月1日現在の状況をご記入ください。 MA項目は該当箇所すべてにマル印を入れてください。

自治体名	担当部署	
	電話番号	

1. 市町村地域防災計画等についておたずねします。

- (1) 災害対策基本法改正に対応した市町村地域防災計画の改定は完了しましたか。
①改定済み, ②改定作業中・完成(年 月頃), ③予定なし, ④その他()
- (2) 最新の計画はいつ作成されたものですか。(年 月頃) <新規項目>
- (3) 要配慮者または避難行動要支援者(以下「要配慮者等」)への防災マニュアルは作成していますか。
①作成済み, ②作成中・完成(年 月頃), ③予定なし, ④その他()
※作成されている場合のマニュアル名称()

【用語の定義について】

- ★避難行動要支援者とは、発災時等において自ら避難することが困難な者であって、避難行動要支援者名簿に掲載する者として市町村地域防災計画において定められた者。(法49条の10の①)
- ★要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、特に配慮を要する者。(法8条②第15号)
- ★要配慮者または避難行動要支援者への防災マニュアルとは以下のようなマニュアルをさします。
 - ・要配慮者・避難行動要支援者が、自ら発災に備えるとともに、発災時の行動の指針となるマニュアル。
 - ・支援者が発災時に要配慮者や避難行動要支援者に対する救援活動等に役立てるためのマニュアル。

<以下、(4)～(6)は(3)で①または②と回答された自治体のみお答えください。>

- (4) 当該マニュアルが対象としている方は、どのような方ですか。(MA)
①高齢者, ②障害者, ③障害児, ④難病患者, ⑤妊産婦, ⑥外国人, ⑦乳幼児
⑧その他()
- (5) 当該マニュアルの周知方法について教えてください。(MA)
①ホームページ, ②広報誌, ③民生委員・自治会役員を通して, ④直接郵送, ⑤周知しない,
⑥区長会・地元説明会, ⑦役所等の窓口, ⑧その他()
- (6) 当該マニュアルは誰が作成しましたか、または作成する予定ですか。(MA)
①防災担当のみで作成, ②福祉担当のみで作成, ③庁内部課が連携して作成,
④社協等の民間機関も含めて作成, ⑤障害者団体等当事者組織の参加を得て作成
⑤その他()
- (7) 要配慮者等への避難勧告・避難指示等の伝達はどのような方法で行われていますか。(MA)
①エリアメール, ②ホームページ, ③広報車, ④行政無線, ⑤地元FM放送, ⑥一斉送信FAX,
⑦個別FAX, ⑧電話, ⑨有線放送, ⑩訪問, ⑪自主防災組織, ⑫自治会, ⑬民生委員,
⑭SNS, ⑮その他聴覚・視覚・知的障害者等への配慮()

2. 避難訓練についておたずねします。

- (1) 避難訓練への要配慮者等の参加状況を教えてください。
①参加している, ②参加していない, ③わからない, ④その他()

- (2) (1)で「参加している」場合の、当該訓練の内容等についてご記入ください。【新規項目】
また、要配慮者の参加に際して工夫しておられることなどがあればご記入ください。

3. 避難行動要支援者名簿についておたずねします。

- (1) 避難行動要支援者名簿(以下「名簿」)は作成していますか。
①作成済み(年 月頃), ②作成中・完成(年 月頃), ③作成する方向で検討中,
④予定なし, ⑤その他()

★避難行動要支援者名簿とは、改正災害対策基本法(平成26年6月公布)第49条で規定する避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護する為に必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿

- (2) 名簿の作成方法、または作成予定方法は何ですか。下記の組み合わせについてお答えください。

ア・関係機関共有方式、 イ・同意方式、 ウ・手上げ方式

- ①アのみ、 ②イのみ、 ③ウのみ、 ④ア+イ、 ⑤ア+ウ、 ⑥イ+ウ、 ⑦ア+イ+ウ
⑧その他()

★「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」が示す各々の定義は以下の通りです。

- ①関係機関共有方式／要援護者の同意を得ず要援護者等の情報を関係機関が共有する方式
②同意方式／関係部局・機関等が直接要援護者本人に働きかけ必要な情報を収集する方式
③手上げ方式／登録に係る広報周知の後に自ら名簿登載を希望した者の情報を収集する方式

- (3) 名簿の更新頻度についてお答えください。
①()ごとに定期的に更新, ②更新頻度は決まっていない, ③更新しない
④その他()

- (4) 名簿の更新方法についてお答えください。

- (5) 名簿策定の前提となる「要配慮者」について、どのように把握をされ(ようとし)ていますか。

- ①避難行動要支援者以外に、特別に要配慮者について把握する予定はない
②独自に要配慮者に係る基準を設ける等、その把握に努めている(努める予定だ)

【把握対象(予定含む)の要配慮者の範囲】

- ③その他()

(6) 避難行動要支援者名簿の対象となる障害者・児の範囲と対象者数 (MA)

	対象者の範囲(あてはまるものにマル印をつけてください)
身体障害者	身体障害者手帳 1, 2, 3, 4, 5, 6, その他()
知的障害者	療育手帳 A, B1, B2, その他()
精神障害者	精神保健福祉手帳 1, 2, 3, その他()
障害児	身体障害児, 知的障害児, 発達障害児, その他()
難病患者	特定疾患治療研究事業対象疾患
	上記以外の疾患 ()
高齢者	介護保険 : 要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5 その他()
	介護保険未利用者 : ()歳以上 ()の世帯
その他	

(7) 2015年9月1日現在における、避難行動要支援者名簿の整備状況

身体障害者	人分	精神障害者	人分	難病患者	人分
知的障害者	人分	障害児	人分	高齢者	人分
その他・備考					
種別ごとの把握は行わず総数で把握					人分

(8) 通常時に名簿は誰が管理・保管していますか。(MA)

- ①防災担当部, ②福祉担当部, ③消防署, ④保健所, ⑤他の行政機関()
 ⑥自治会長等地域のリーダー, ⑦民生委員, ⑧校区福祉委員会,
 ⑨定められた支援者, ⑩その他の者(), ⑪未定

(9) 名簿の活用と避難支援等に係る「マニュアル」等は策定されていますか。

- ①作成済み(年 月頃), ②作成中・完成(年 月頃), ③作成する方向で検討中,
 ④予定なし, ⑤その他()

(10) 発災時に避難行動要支援者名簿は誰が活用しますか。(MA)

- ①防災担当部, ②福祉担当部, ③消防署, ④保健所, ⑤他の行政機関()
 ⑥自治会長等地域のリーダー, ⑦民生委員, ⑧校区福祉委員会,
 ⑨定められた支援者, ⑩その他の者(), ⑪未定

(11) 上記以外に必要なに応じて避難行動要支援者名簿は開示しますか。

- ①原則開示する, ②開示しない, ③未定, ④その他()

(12) 開示しない場合、その理由は何ですか

4. 避難所についておたずねします。

(1) 避難所(収容避難所)のバリアフリー化等整備状況

整備事項	整備済か所数	未整備か所数	特記事項
道路⇄玄関⇄フロア等の段差解消	か所	か所	
エレベーター設置	か所	か所	
障害者用トイレの設置	か所	か所	

★上記、収容避難所を以後の設問では一次避難所と称します。避難所の分類は下記の通りです。
 ①収容避難所／継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供する。←質問対象
 ②広域避難所／大規模避難を要する際の十分な条件を有する公園や学校などの地域。
 ③一時避難所／一時的に避難できる広場、公園、空地。

(2) 一次避難所に要援護者に対応するための「福祉避難室」等の設置は予定されていますか。

①予定していない， ②予定している・整備予定か所数()か所， ③未定

★福祉避難室とは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」及び「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(平成25年8月)」による要援護者に配慮したスペース提供をさします。

(3) 「福祉避難室設置ガイドライン」(マニュアル等)は作成されていますか。<新規項目>

①作成済み(年 月頃)，②作成中・完成(年 月頃)，③作成する方向で検討中，
 ④予定なし，⑤その他()

(4) 福祉避難室の収容対象者と福祉避難所の収容対象者について教えてください。<新規項目>

①それぞれ差別化し対象者を決めている(下欄に対象者像をご記入ください)，②同じ，③未定

○福祉避難室の対象者／

○福祉避難所の対象者／

(5) その他「一次避難所」における要援護者への配慮措置についてご記入ください。

5. 福祉避難所(要援護者対象の二次避難所)についておたずねします。

(1) 福祉避難所を指定していますか。

①指定していない， ②指定している， ③今後指定の予定， ④その他()

(2) 現在福祉避難所として指定している施設(協定締結施設等)はどのような施設ですか。(MA)

①公設福祉施設， ②福祉施設以外の公設施設(公民館、地域利用施設等)
 ③民間福祉施設， ④福祉施設以外の民間施設(旅館等)， その他()

(3) 福祉避難所として指定を予定している施設(協定締結施設等)はどのような施設ですか。(MA)

①公設福祉施設， ②福祉施設以外の公設施設(公民館、地域利用施設等)
 ③民間福祉施設， ④福祉施設以外の民間施設(旅館等)， その他()

(4) 福祉避難所の耐震補強は完了していますか。
 ①完了している, ②整備中または整備の計画あり ()か所中()か所完了
 ③行政として特段の整備は行わない, ④その他()

(5) 福祉避難所の運営マニュアルは整備していますか。
 ①作成している, ②作成していない, ③作成中・予定・()年()月頃,
 ④その他()

(6) 2015年9月1日現在における福祉避難所の指定箇所数と収容人数

対象者		か所数	収容人数	特記事項
対象問わず		か所	人	
対象を指定	障害者	か所	人	
	身体障害者	か所	人	
	知的障害者	か所	人	
	精神障害者	か所	人	
	障害児	か所	人	
	難病患者	か所	人	
	高齢者	か所	人	
	妊産婦	か所	人	
	その他	か所	人	

(7) 福祉避難所の収容人員の基準(一人当たりの㎡等)、準備物、人的配置等について基準等があればご記入ください。

(8) 福祉避難所の開設時期はいつですか。
 ①避難勧告発表時, ②避難指示発表時, ③一次避難所開設以降, ④その他()

(9) 要配慮者への福祉避難所の周知はどのように行いますか。
 ①ホームページ, ②広報誌, ③民生委員・自治会役員を通して, ④直接郵送, ⑤周知しない,
 ⑥その他()

(10) 原則として福祉避難所への誘導は誰が行いますか。
 ①一次避難所配置担当者, ②二次避難所配置担当者, ③自分・家族で移動
 ④その他()

(11) 福祉避難所の運営責任者は決まっていますか。
 ①通常時の施設管理者, ②特別に配置された行政職員, ③地域自治会の役員
 ④民生委員, ⑤ボランティア, ⑥その他()

(12) 福祉避難所相互の連携・調整等の体制は整備できていますか。
 ①整備できている, ②整備中, ③整備できていない, ④整備の必要なし, ⑤その他()

(13) 福祉避難所は、障害の特性等に配慮して必要数確保されていますか。

①新しい名簿の状況に合わせて必要数が確保されている。

②新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中。

③その他()

(14) 福祉避難所の確保等に関して課題として感じられていること等があればご記入ください。

(15) 福祉避難所への支援策等、具体的に実施されていることがあればご記入ください。<新規項目>

(16) 在宅避難者への支援に関する計画は作成されていますか。<新規項目>

①作成している, ②作成していない, ③作成中・予定・()年()月頃,

④その他()

(17) 在宅避難者への支援策等、具体的にご検討中のことがあればご記入ください。<新規項目>

6. 障害者等要援護者の防災対策に関して考えておられることや課題についてご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

★アンケートに添えてお願いしたいこと

○下記の資料等で公表できるものについてご返送いただければ幸いです。

①要配慮者等への防災マニュアル【質問項目1(3)～(6)関連】

②避難行動要支援者名簿の活用・避難支援行動に係るマニュアル【質問項目3(9)関連】

③福祉避難所指定協定書(ひな形)【質問項目5(2)～(3)関連】

④福祉避難所運営マニュアル【質問項目5(5)関連】

このアンケートについてのご質問・お問い合わせは下記までお願いいたします。

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会 事務局

〒558-0011 大阪市住吉区菟田5-1-22 大阪障害者センター内

TEL 06-6697-9005 FAX 06-6697-9059

E-Mail shiomi-y@nifty. Com